

平成31年 2月 4日

会員各位

留萌商工会議所
会頭 塚本 壽三郎

平成30年度 労務管理実務講習会の開催について

拝啓 厳冬の候 益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当会議所の運営につきましては、平素格別なるご支援ご協力を賜わり厚くお礼を申し上げます。

さて、北海道内では相変わらず厳しい経営環境が続いており、人材確保の観点からも法定労働条件を遵守する等適正な労務管理を行うことの重要性がますます高まっていると言えます。

働き方改革が社会の潮流としてその実現に向け各方面で取り組まれています。長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする等、個々の実時用に合った多様なワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、2019年4月1日より「働き方改革関連法」が順次施行されますが、留萌労働基準協会・留萌労働基準監督署のご支援をいただき、下記により労務管理実務講習会を開催する運びとなりました。

本講習では、改正となる ①残業時間の上限規制 ②年5日間の年次有給休暇取得（義務化）③月60時間超の残業の割増賃金率の引上げなどの改正内容について、行政から講師を招き解説します。

労務管理上、重要な法改正内容となりますので、時節柄ご多忙とは存じますが、事業主・人事労務担当責任者等にご参加下さるようご案内申し上げます。

なお、講演終了後に個別相談に応じますので、ご希望の方は講習会申込みの際に予めお申し出下さい。

記

1. 日 時：平成31年 2月22日（金）午後1時30分～午後4時
2. 場 所：留萌産業会館 【留萌市錦町1丁目】
3. カリキュラム：〈あいさつ〉 留萌労働基準監督署 署長 加藤 孝 様
〈講演〉「働き方改革法施行に伴う法改正について
～労働基準法及び労働安全衛生法改正内容の解説～」
留萌労働基準監督署 監督・安衛課長 平嶋 敬輔 様
4. 受講料：無料
5. 申込締切日：下記申込書により、2月15日（金）までに申し込み下さい。
※ なお、定員100名に達し次第、締め切らせていただきます。
6. その他：質問事項がありましたら、別紙にご記入下さい。

駐車スペースには、限りがあります。予めご承知下さい。



【留萌商工会議所】

〒077-0044 留萌市錦町1丁目 留萌産業会館内
TEL 0164-42-2058
FAX 0164-43-8322

